

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社日本ケアサプライ			コード	2393
提出日	2021/6/9	異動（予定）日	2021/6/25		
独立役員届出書の提出理由	2021年6月25日開催予定の定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	吉池由美子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	中村一彦	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	伊藤利之	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
4	上石奈緒	社外監査役	○										△					有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		吉池由美子氏は、2018年から当社の社外取締役として就任しております。株式会社三菱総合研究所において、健康・医療・介護や高齢者福祉に関する調査・研究の実績を数多く有しており、取締役会において介護業界における高い見識に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場で、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を担っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員会の委員として役員報酬等の決定過程に対する監督機能を、また、独立社外取締役として当社の取締役候補者の選定過程に対する監督機能を担っていただく予定です。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。さらに、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
2		中村一彦氏は、2020年から当社の社外取締役として就任しております。東京海上日動ベターライフサービス株式会社の代表取締役社長として、主に在宅介護サービス、介護付き有料老人ホームの運営等を行う企業を経営しており、介護業界における豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場で、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を担っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員会の委員として役員報酬等の決定過程に対する監督機能を、また、独立社外取締役として当社の取締役候補者の選定過程に対する監督機能を担っていただく予定です。さらに、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
3		伊藤利之氏は、2008年から当社の社外監査役として就任しております。医学分野の専門家として、幅広い知識と高い見識を有しており、社外監査役として中立かつ客観的な立場で職務を適切に行っていること等から適任であると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。さらに、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
4	上石奈緒氏は、2019年3月まで巻之内・上石法律事務所(現・巻之内法律事務所)のパートナーでありました。当社は同事務所と顧問契約を締結しており、その取引金額は当社売上高の0.02%未満(2019年3月期)と僅少であります。現在、同氏は四季の法律事務所に所属しておりますが、当社との間に取引はなく、特別の利害関係はありません。	上石奈緒氏は、2015年から当社の社外監査役として就任しております。弁護士として企業法務に精通しているとともに、その専門的な知識に基づき、中立かつ客観的な立場で社外監査役としての職務を遂行されていること等から、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。